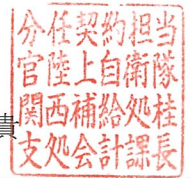


一般競争入札公告

分任契約担当官
陸上自衛隊関西補給処桂支処
会計課長 増 田 有 貴



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「契約条項」及び「入札心得」を承知のうえ参加されたい

1 競争入札に付する事項

番号	件名	規格	単位	予定数量	仕様書番号
1	産業廃棄物運搬処分（混載）	仕様書のとおり	台	4	環-1
2	産業廃棄物運搬処分（木くず）	仕様書のとおり	台	4	環-2
3	産業廃棄物運搬処分（石綿含有）	仕様書のとおり	kg	4,500	環-3
4	産業廃棄物運搬処分（混載）	仕様書のとおり	台	8	4 5
5	産業廃棄物収集運搬処分	仕様書のとおり	kg	13,000	環-4
履行場所		陸上自衛隊桂駐屯地			
履行期間		自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日			

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- 令和4,5,6年度全省庁統一資格において、役務の提供のD級以上の資格を有するものとする。
- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 契約条項及び入札心得

- 適用する契約条項
駐屯地用標準契約書の「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」および「単価契約に関する特約条項」とする。
- 契約条項及び入札心得を示す場所
陸上自衛隊関西補給処桂支処 総務部会計課 契約班

4 入札（現場）説明会及び競争入札の日時等

(1) 入札（現場）説明会：実施しない。

※現地現物確認を希望する場合は、土日、祝日以外で個別に対応するので下記に示す担当まで事前に連絡されたい。なお、現地確認を希望しない方は、現物未確認による紛争防止の為、事後該当事項に起因する苦情の申立を行わないことを同意の上、入札に参加されたい。

(2) 入札日時：令和6年3月5日（火）1000

(3) 入札場所：桂駐屯地 本部庁舎1F 多目的室

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象品目については100分の8）に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

(1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札

(2) 入札に関する条項に違反した入札

(3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

7 落札決定方法

予定数量に単価を乗じて得た総価で決定する。ただし、同額の場合には抽選により決定する。

※契約方法については、単価契約

8 保証金等に関する事項

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：免除

(3) 違約金：落札者が「入札及び契約心得」に従って契約手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

9 契約書の作成

落札決定後、遅滞なく契約書を作成する。

10 その他入札に関する事項

(1) 入札参加者は、入札前日までに競争入札受付票（別紙）に必要事項を記入し、資格決定通知書（写）、産業廃棄物収集運搬業許可証（写し）と合わせて提出（FAX可）して下さい。確認後、入札等関係書類を交付する。

(2) 電報・電話等による入札は認めません。

(3) 郵便による入札については入札前日1700着分までを有効とし便着の確認を必ずお願いします。

また入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施します。

(4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。

(5) 予定価格に達しない場合は再度入札を実施します。再度入札の場合は別途連絡します。

(6) 市場価格調査にご協力をお願いします。

11 入札公告掲示場所

(1) 陸上自衛隊桂駐屯地 本部庁舎1F 会計課事務室前掲示板

(2) 陸上自衛隊桂駐屯地ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/3d/katsura/>

(3) 陸上自衛隊宇治駐屯地 関西補給処調達会計部掲示板

12 各問合せ先

(1) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒615-8103 京都市西京区川島六の坪

陸上自衛隊桂駐屯地 関西補給処桂支処 会計課 契約班 担当 市川

TEL (075) 381-2125 (内線515) FAX (075) 381-8881

(2) 仕様書（規格等）及び現場確認に関する問合せ先

各仕様書に記載の連絡先

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

件 名	産業廃棄物運搬処分（混載）	仕様書番号	環一1
		作成年月日	6. 2. 13
		承認年月日	6. 2. 13
		作成部隊等	関西補給処桂支処総務部

1 適用範囲

この仕様書は陸上自衛隊桂駐屯地において発生する第2項に掲げる産業廃棄物の運搬・処分について適用する。

2 廃棄物の種類等

廃棄物の種類	廃 棄 物 内 容	処分予定数量	提 出 書 類
混 載	① 混載 （上記廃棄物を区分しがたいもの） ・ 金属屑（鉄・アルミ等） ・ 廃プラスチック類 ・ ガラス屑・コンクリート屑・陶磁器屑 ・ がれき類 ・ その他 ・ ② 混載に該当しないもの ・ グラスウール・石膏ボードなどの石綿含有が疑わしいものは除く。 ・ 生木（竹等を含む）	4 t (8 m ³) コンテナ 4 台	・ 産業廃棄物管理票 （マニフェスト）

3 その他

- (1) 廃棄物の運搬・処分は関係法令に基づき実施し、運搬・処分業許可書の写しを提出し、官側と委託契約を結ぶこと。
- (2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は官側において準備するものとし、納期までに提出すること。
- (3) 産業廃棄物管理票（マニフェストE票）の提出をもって検査合格とする。
- (4) 細部日程については、担当者と調整すること。
 ※担当者 管理課営繕班 岡部（内線384）

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

件 名	産業廃棄物運搬処分（木くず）	仕様書番号	環一 2
		作成年月日	6. 2. 13
		承認年月日	6. 2. 13
		作成部隊等	関西補給処桂支処総務部

1 適用範囲

この仕様書は陸上自衛隊桂駐屯地において発生する第2項に掲げる産業廃棄物の運搬・処分について適用する。

2 廃棄物の種類等

廃棄物の種類	廃棄物内容	処分予定数量	提出書類
木くず	① 木くず （上記廃棄物を区分しがたいもの） ・ 建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去に生じたもの）	4 t (8 m ³) コンテナ 4台	・ 産業廃棄物管理票 （マニフェスト）

3 その他

- (1) 廃棄物の運搬・処分は関係法令に基づき実施し、運搬・処分業許可書の写しを提出し、官側と委託契約を結ぶこと。
- (2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は官側において準備するものとし、納期までに提出すること。
- (3) 産業廃棄物管理票（マニフェストE票）の提出をもって検査合格とする。
- (4) 細部日程については、担当者と調整すること。
 ※担当者 管理課営繕班 岡部（内線384）

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

件 名	産業廃棄物運搬処分（石綿含有）	仕様書番号	環—3
		作成年月日	6. 2. 13
		承認年月日	6. 2. 13
		作成部隊等	関西補給処桂支処総務部

1 適用範囲

この仕様書は陸上自衛隊桂駐屯地において発生する第2項に掲げる産業廃棄物の運搬・処分について適用する。

2 廃棄物の種類等

廃棄物の種類	廃棄物内容	処分予定数量	提出書類
石綿含有 産業廃棄物	① 石綿含有の産業廃棄物 ・スレート ・石膏ボード ・グラスウール類 ・その他	4500kg (4tコンテナ2台分)	・産業廃棄物管理票 (マニフェスト)

3 その他

- (1) 廃棄物の運搬・処分は関係法令に基づき実施し、運搬・処分業許可書の写しを提出し、官側と委託契約を結ぶこと。
- (2) 請負業者は石綿含有産廃業の許可書の写しを担当者に事前に提出すること。
- (3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は官側において準備するものとし、納期までに提出すること。
- (4) 産業廃棄物管理票（マニフェストE票）の提出をもって検査合格とする。
- (5) 細部日程については、担当者と調整すること。
 ※担当者：管理課営繕班 岡部（内線384）

陸上自衛隊仕様書

物品番号		調達要求書番号	4RJ91CM3001
品名規格	産業廃棄物運搬処分（混載）	仕様書番号	4
		承認年月日	令和 年 月 日
		作成年月日	令和 6 年 1 月 29 日
		変更年月日	令和 年 月 日
		作成部隊等	関西補給処 桂支処 総務部

1 適用範囲

この仕様書は陸上自衛隊桂駐屯地において発生する第2項に掲げる産業廃棄物運搬処分(混載)について適用する。

2 廃棄物の種類等

廃棄物の種類	廃棄物内容	処分予定数量	提出書類
混載	① 混載 (上記廃棄物を区分しがたいもの) ・ 金属屑(鉄、アルミ等) ・ 廃プラスチック ・ ゴム屑 ・ ガラス屑・陶磁器屑 ・ がれき類 ・ ビニール屑 ・ 発泡スチロール屑 ・ 合成繊維屑(シート・ジュウタン等) ・ 建設廃材(加工木材等) ・ 設備廃材 ・ その他 ② 混載に該当しないもの ・ グラスウール・石膏ボードなどの石綿含有が疑わしいものは除く。	4t(8m ³)コンテナ 4台	産業廃棄物管理票 (マニフェスト)

3 その他

- (1) 廃棄物の運搬・処分は関係法令に基づき実施し、運搬・処分業許可書の写しを提出し、官側と委託契約を結ぶこと。
- (2) 業者はその都度処理をすすめ、E票は官側の指定する処分納期までに提出すること。
- (3) 細部日程については、担当者と調整すること。

※ 担当 総務部管理課補給班 三藤(内線376)

陸上自衛隊仕様書

物品番号		調達要求書番号	4RJ91CM3002
品名規格	産業廃棄物運搬処分（混載）	仕様書番号	5
		承認年月日	令和 年 月 日
		作成年月日	令和 6 年 1 月 29 日
		変更年月日	令和 年 月 日
		作成部隊等	関西補給処 桂支処 総務部

1 適用範囲

この仕様書は陸上自衛隊桂駐屯地において発生する第2項に掲げる産業廃棄物運搬処分(混載)について適用する。

2 廃棄物の種類等

廃棄物の種類	廃棄物内容	処分予定数量	提出書類
混載	① 混載 (上記廃棄物を区分しがたいもの) ・ 金属屑(鉄、アルミ等) ・ 廃プラスチック ・ ゴム屑 ・ ガラス屑・陶磁器屑 ・ がれき類 ・ ビニール屑 ・ 発泡スチロール屑 ・ 合成繊維屑(シート・ジュウタン等) ・ 建設廃材(加工木材等) ・ 設備廃材 ・ その他 ② 混載に該当しないもの ・ グラスウール・石膏ボードなどの石綿含有が疑わしいものは除く。	4t(8m ³)コンテナ 4台	産業廃棄物管理票 (マニフェスト)

3 その他

- (1) 廃棄物の運搬・処分は関係法令に基づき実施し、運搬・処分業許可書の写しを提出し、官側と委託契約を結ぶこと。
- (2) 業者はその都度処理をすすめ、E票は官側の指定する処分納期までに提出すること。
- (3) 細部日程については、担当者と調整すること。

※ 担当 総務部管理課補給班 二階堂(にかいどう)(内線372)

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

件 名	産業廃棄物収集運搬処分	仕様書番号	環一4
		作成年月日	6. 2. 13
		承認年月日	6. 2. 13
		作成部隊等	関西補給処桂支処総務部

1 適用範囲

この仕様書は陸上自衛隊桂駐屯地において発生する第2項に掲げる産業廃棄物の運搬・処分について適用する。

2 廃棄物の種類等

廃棄物の種類	廃棄物内容	処分予定数量	提出書類
混載	① 混載 (上記廃棄物を区分しがたいもの) ・ 金属屑 (鉄・アルミ等) ・ 廃プラスチック類 ・ ガラス屑・コンクリート屑・陶磁器屑 ・ ビニール等 (布・紙ウエス) ・ その他 ・ ② 混載に該当しないもの ・ グラスウール・石膏ボードなどの石綿含有が疑わしいものは除く。 ・ 生木 (竹等を含む)	年間約13t (約1.1t/月)	・ 産業廃棄物管理票 (マニフェスト)

2 期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

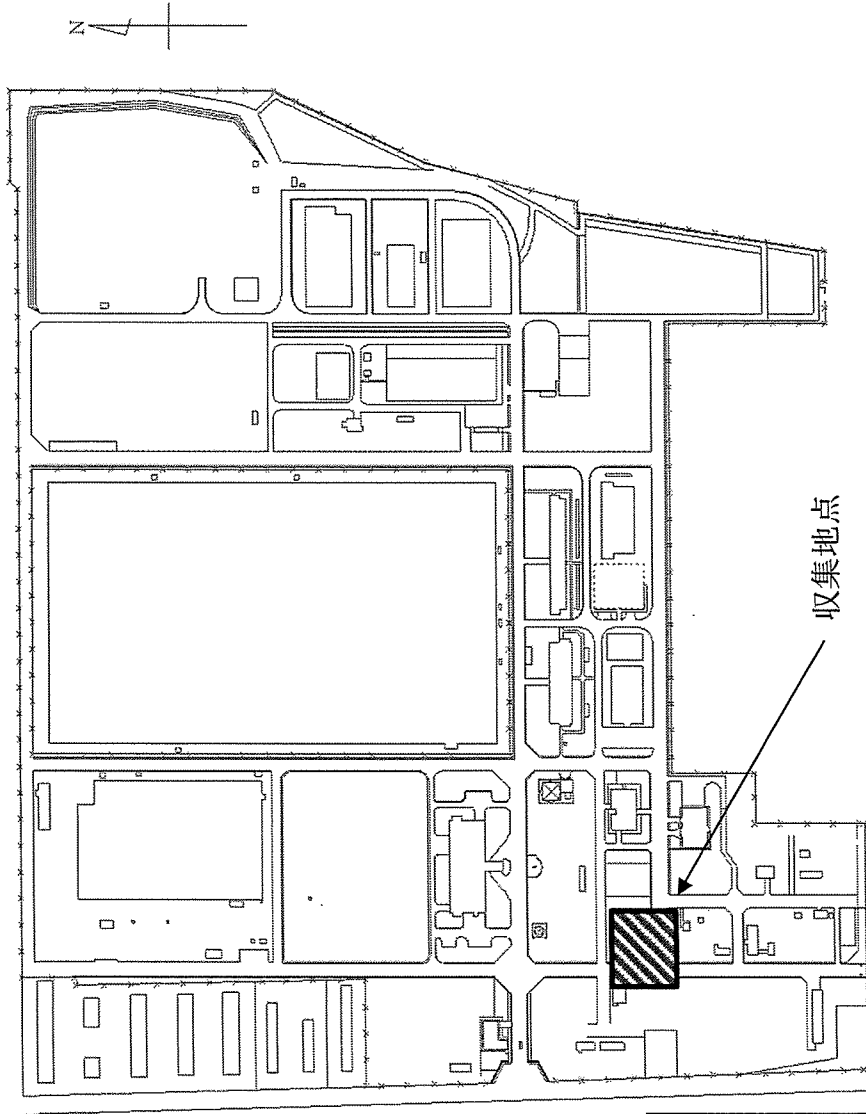
3 収集容量

- (1) 収集日及び収集時間
 ア 収集日は、毎月2回を基準として収集希望日を事前に請負業者に通知するものとする。
 イ 収集時間は、午前中 (9時から11時を基準) とし、細部は調整による。
- (2) 収集地点等
 請負業者は、別紙「収集地点図」の収集地点において監督官の立会のもと収集する。
- (3) 他事業者等の廃棄物の混載禁止
 請負業者は、廃棄物の収集後、途中の積み替え及び他事業者の廃棄物を収集することなく、直接処分場へ運搬するものとする。
- (4) 廃棄物の軽量及び通知
 請負業者は、収集した廃棄物の数量を計測し、その結果を速やかに官側に通知するものとする。

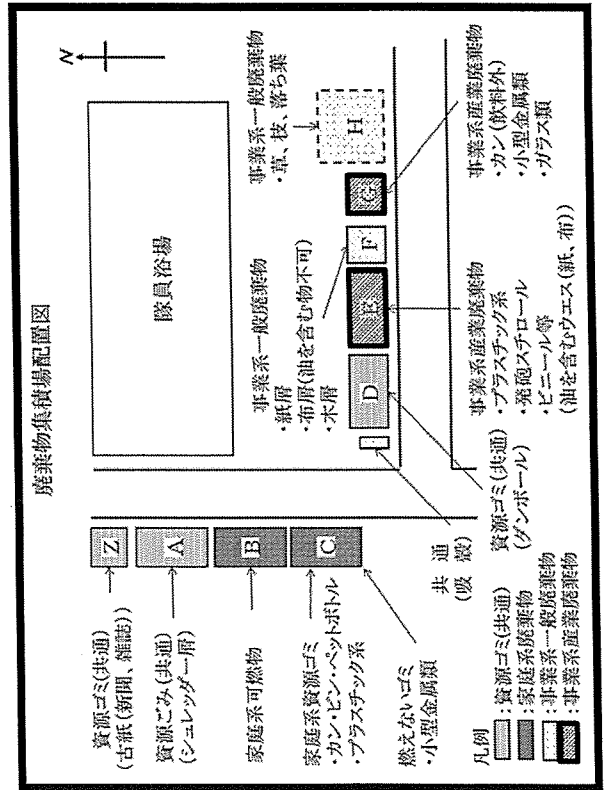
4 その他

- (1) 廃棄物の運搬・処分は関係法令に基づき実施し、運搬・処分業許可書の写しを提出し、官側と委託契約を結ぶこと。
- (2) 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) は官側において準備するものとし、納期までに提出すること。
- (3) 産業廃棄物管理票 (マニフェストE票) の提出をもって検査合格とする。
- (4) 細部日程については、担当者と調整すること。
 ※担当者 総務課 野崎准尉 (内線313)

収集地点配置図



車両進入口 (正門)



競争入札受付票

令和 年 月 日

入札件名	産業廃棄物運搬処分（混載） ほか4件	入札日時	令和6年3月5日（火） 1000
仕様書等 受領者	住所		
	会社名	(電話 - -)	(FAX - -)
	受領者（役職・氏名）		
	※名刺を頂戴することで、本欄の記載を省略できます。		

官側受付日	
-------	--